

けんぽQ&A Series 24

Q 被扶養者（妻）を認定していただきたいのですが、どのような条件を満たしていればいいですか？

A 配偶者の方の現在の状況を教えてください。

当健康保険組合の認定基準に照らし合わせて認定できるか否か判断させていただきます。

被扶養者となるために絶対必要な条件は

1. 健康保険法で定められた被扶養者の範囲内であること。
2. 主として被保険者の収入により生計が維持されていること。
3. 被扶養者の収入が被保険者の収入の半分未満であること。

確認事項として、

1. 年齢は
2. 同居か別居か
3. 現在どこかで働いているか否か
4. 月収・年間収入はいくらあるか
5. 雇用保険（失業保険）を受給しているか

年齢・収入には深い関係があり、**60歳未満の方の年間収入が130万円を超えると認定できません。（60歳以上の方または障害厚生年金受給者の方は180万円）**
現在働いている方も、年間収入を超えると認定できません。

※月収が、**60歳未満の場合は108,333円、60歳以上の場合は150,000円**を超えていると、認定できません。

働いていた会社を退職しても、雇用保険（失業保険）を受給している間は、認定できません。

申請前に、条件を満たしているか否か確認の上、被扶養者（異動）届に必要書類を添付して各会社総務部・人事部へ提出してください。

尚、「当健康保険組合の被扶養者認定基準」は、ホームページにて参照ください。